

# 環境関連法規制等の動き 2014年6月 (2014.4.15～2014.5.19)

## 1. 法令情報

### 1-1-1. 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

＜政令第181号＞(2014.5.14公布、3件共2014.6.1施行)

### 1-1-2. 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

＜政令第182号＞(2014.5.14公布)

### 1-1-3. 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第15号＞(2014.5.7公布)

「[環境関連法規制等の動き 2013年8月](#)」の1-1で記載した、改正大気汚染防止法の施行日が2014.6.1に決まり、その関連改正が行われました。前述の法令情報を、以下に引用します。

#### 1. 大気汚染防止法の一部を改正する法律

＜法律第58号＞(2013.6.21公布)

大防法では、石綿の飛散防止を目的に、建築物の解体等工事の規制が行われていますが、石綿の飛散や事前調査が不十分な事例もあり、今後対象となる解体工事(1956～2006年施工)の増加が予測されるので、以下の規制強化が行われます。

- ①石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者が、工事施工者から発注者若しくは自主施工者(自ら施行する者)に変更。(第18条の15、作業14前までに届出、罰則規定有)
- ②解体等工事の受注者・自主施工者は、石綿使用の有無の事前調査の実施(未使用が明白な場合を除く)と、発注者への書面での調査結果等の説明(自主施工者を除く)と、解体工事場所への調査結果等の掲示。発注者は調査協力や作業基準を阻害する条件をつけない努力義務。(第18条の17)
- ③都道府県知事等による報告徴収の対象に解体等工事の発注者・受注者・自主施工者を追加、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を追加。(第26条、罰則規定有)

特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材で石綿質量が0.1%を超えて含まれているもの)が使用されている、建築物及び工作物の解体・改造・補修作業を発注・実施する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16505>

### 1-2. 下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令

＜国土交通・環境省令第1号＞(2014.4.22公布、同日施行)

「[環境関連法規制等の動き 2014年4月](#)」の1-5.で、水質の検査方法について公共用水域水質、地下水、土壌の公定分析法の追加を記載しましたが、今回は下水道版の改正です。日本工業規格(JIS)K0102(工場排水試験方法)の改正に伴い、下水中の全窒素とシアンに、従来より効率的な流れ分析法(流れの中で試料と試薬を反応させた成分を連続的に検出、定量する分析法)が選択できるようになりました。

水質検査を行う事業者にも適用されます。

### 1-3. 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第23号＞(2014.4.21公布、同日施行)

燃料電池自動車及び水素スタンドの普及を促進させる規制緩和の一環です。今回は、圧縮水素スタンドと圧縮天然ガススタンドを併設する場合の距離規定が、従来の6mから同等機能を有する障壁があれば距離要件が不要になりました。

圧縮水素スタンドと圧縮天然ガススタンドを併設する事業者にも適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595114007>

#### 1-4. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜国土交通省令第 49 号＞(2014. 5. 1 公布、2014. 6. 1 施行)

題記法は、船舶・海洋施設・航空機から海洋・海底に油・有害液体物質等・廃棄物・排ガス等の廃棄・排出防止等を定めた基本法の施行規則で、今回は規制対象物質の強化です。改正前の油性混合物は、潤滑油添加剤でしたが、本改正でアルカン・脂肪酸メチルエステルのバイオ燃料混合油、植物油・エチルアルコール揮発油混合物等に拡大されました。

該当物質を海上・海底に流出する可能性のある事業者に適用されます。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140501/20140501g00097/20140501g000970000f.html>

#### 1-5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 15 条の規定に基づき監視化学物質の

指定を取り消した件 ＜厚生労働・経済産業・環境省告示第 4 号＞(2014. 5. 1 公示)

難燃剤として2010年度に3,092トンの出荷実績のある、1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカンが、製造・輸入数量、詳細用途等の届出が必要な、監視化学物質の指定を取り消されました。

上記を製造・輸入する事業者等に適用されます。

＜参考＞製品評価技術基盤機構 [http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn\\_index.html](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kasinn_index.html)

#### 1-6. 輸出貿易管理令第 4 条第 2 項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件

＜経済産業省告示第 89 号＞(2014. 4. 21 告示、2014. 5. 1 施行)

先々月の技術検討会法令情報 2 で、化審法でエンドスルファンとヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) が第 1 種特定化学物質に追加されたので、その関連変更として、この 2 物質は経済産業大臣の輸出許可が必要になりました。

上記2物質を輸出する事業者に適用されます。

＜参考＞経済産業省ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/horei.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/horei.htm)

#### 1-7-1. 雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令

＜政令第 171 号＞(2 件共 2014. 4. 25 公布、2014. 5. 1 施行)

#### 1-7-2. 雨水の利用の推進に関する法律第 2 条第 2 の法人を定める政令 ＜政令第 172 号＞

先月法令情報2の雨水の有効活用を目的とする題記法の、施行日と第2条に定める独立行政法人等が指定されました。

行政に適用されます。事業者への適用はありません。

#### 1-8-1. 大気汚染防止法施行規則の環境大臣が定める日を定める件

＜環境省告示第 66 号＞(2 件共 2014. 5. 16 公布、同日適用)

#### 1-8-2. 水質汚濁防止法施行規則の環境大臣が定める日を定める件 ＜環境省告示第 67 号＞

放射性物質による環境汚染が、題記両法の適用範囲とされたので、都道府県知事が行う汚染状況常時監視の報告を、環境大臣へ提出する期限が、翌年度の 6 月末日までと定められました。

都道府県に適用されます。事業者への適用はありません。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140516/20140516h06290/20140516h062900000f.html>

## 2. 一般情報

### 2-1. 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の作成について <中央防災会議> (2014. 5. 16 公表)

安倍晋三中央防災会議議長は題記基本計画を公表しました。第3章第5節2に民間企業等の事業継続性の確保、第6章第2節2(2)に石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者について触れられています。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140516/20140516g00108/20140516g001080000f.html>

### 2-2. エネルギー基本計画が変更された件 <経済産業省告示第 108 号> (2014. 5. 2 公表)

題記のエネルギー政策の基本的な方向性を示す、4次計画が公表されました。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001.html>

### 2-3-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第 2 号> (3 件共 2014. 5. 19 公布、2014. 5. 20 施行)

### 2-3-2. 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令 <経済産業・環境省令第 3 号>

### 2-3-3. 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第 4 号>

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の制定・施行により、刑法の当該部分が新法に移行したため、引用条項のみの改正です。内容に関する変更はありません。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140519/20140519h06291/20140519h062910000f.html>

### 2-4. 我が国における 2012 年度の温室効果ガスの排出量及び 2008 年度から 2012 年度までの

温室効果ガスの吸収量を公表する件 <環境省告示第 63 号> (2014. 4. 22 告示)

2012年度の総排出量は13.4億トン(京都議定書基準(1990)年比+6.5%)、京都議定書第1約束期間(2008~2012年度)の算入可能な吸収量は合計2.4億トン(同+3.9%)でした。京都メカニズムクレジットを加味すると、5ヵ年平均で基準年比△8.4%と目標の△6%を達成しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18039>

### 2-5. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2014. 5. 8環境省)

大阪府の株式会社かんでんエンジニアリングが、廃棄物処理法に基づき、大臣認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18128>

### 2-6. 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第10次答申)」について

(2014. 5. 1環境省)

マンガン及びその化合物に係る指針値を定めた題記について、会長から環境大臣に答申されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18103>

### 2-7. 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件

<経済産業省告示第 93 号> (2013. 4. 30 告示、2014. 6. 1 施行)

回避可能費用とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ支出を免れた費用です。今回、中部電力についてその単価が改訂されました。

本単価により、再生可能エネルギー発電促進賦課金が計算され、最終的には電気使用者が負担します。

## 2-8. 2014年度クールビズについて (2014.4.25 環境省)

本年度は、前後1ヶ月ずつ延長され、5月1日から10月31日までになりました。また、新しい気候変動キャンペーン「Fun to Share」の活動の中で、「クールビズ」が取り組まれます。

〈参考〉環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18084>

## 2-9. 2014年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)の 事業対象地域の決定について (2014.4.18 環境省)

2014年度の題記実証事業に46市町村・地域が選定され、各種支援が行われることになりました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18070>

## 3. 意見募集情報

### 3-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容に対する意見の募集について (2014.4.24環境省)

PCBの処理期限を守るために、拠点的広域処理施設の処理体制及び処理期間を織り込む題記基本計画について、環境省では5.7まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18057>

## 4. 公募情報

### 4-1. 2014年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援 事業)に係る受診事業所の募集及び公募説明会・相談会開催について (2014.4.25 環境省)

年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上排出する工場や事業場等の、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための削減ポテンシャル診断事業を支援する題記事業について、環境省では、5.28まで募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18091>

### 4-2. 2014年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先進対策の効率的実施による二酸化炭素 排出量大幅削減設備補助事業)に係る対象事業者の公募について (2014.4.25 環境省)

事業場・工場を対象に、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための、先進的で高効率な低炭素機器等の導入を支援する題記事業について、環境省では、5.26まで募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18099>

### 4-3. 2014年度自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業の公募について (2014.5.19環境省)

題記の再生可能エネルギー等を活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給できる低炭素型のエネルギーシステムの補助事業について、環境省では2014.6.30まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18163>

### 4-4. 2014年度モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業の公募について (2014.4.24国土交通省)

国土交通・環境省では、題記静脈物流(廃棄物等の収集運搬等)を海上輸送化する事業の補助を行う案件について5.23まで公募しています。

〈参考〉国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/port06\\_hh\\_000094.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000094.html)

#### 4-5. 2014年「中小ビル改修効果モデル事業」モデル事業所及び診断機関の募集並びに

公募説明会の開催について (2014. 4. 24環境省)

2014～2015年度にかけて省エネ改修や設備・機器の更新を予定している、中小ビルの事業者を対象に、CO2排出削減効果や費用対効果等に関するアドバイスの提供や、省エネ改修等の効果把握のための実測診断を実施する題記事業について、環境省では6. 20まで募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18100>

#### 4-6. 2014年度2国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業の公募について

(2014. 4. 21環境省)

公益財団法人地球環境センターでは、事業者からの題記案件を、5月19日まで募集しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18097>

#### 4-7. 普及啓発用小冊子「3R まなびあいブック」配布希望の募集について (2014. 4. 25 環境省)

環境省では、題記小雑誌の配布希望を5. 31まで募集しています。

<参考>環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18123>

以上